

No	ガイドライン項番	大項目	中項目	小項目	条件	確認事項	分類		審査					
							規定	運用	必須	該当無	努力	該当無	備考対応旧No.	
1	3-1-1	個人情報の利用目的	利用目的の特定			取得する全ての個人情報の利用目的をできる限り具体的に特定しているか。		★		-	-	-	1	
2	3-1-2	個人情報の利用目的	利用目的の変更			利用目的の変更がある場合で同意を要しない場合	変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で変更したか。		★			-	-	2
3	3-1-2	個人情報の利用目的	利用目的の変更		2項が該当する場合	変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で変更した場合	変更された利用目的は、本人に通知するか、又は公表したか。		★			-	-	3
4	3-1-3 3-1-5	個人情報の利用目的	利用目的による制限			特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報の取り扱い(目的外利用)がある場合	特定された利用目的(2項で変更された利用目的を含む。)の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、本人の同意を得たか。ただし、(1)~(6)を除く。		★			-	-	5
5	3-1-4	個人情報の利用目的	事業の承継			事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合	当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱っているか。		★			-	-	6
6	3-2	不適正利用の禁止					違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用していないか。					-	-	
7	3-3-1	個人情報の取得	適正取得				偽り等の不正の手段により個人情報を取得していないか。		★			-	-	7
8	3-3-2	個人情報の取得	要配慮個人情報の取得			要配慮個人情報を取得した場合	あらかじめ本人の同意を得たか。ただし、(1)~(9)を除く。		★			-	-	8
9	3-3-3	個人情報の取得	利用目的の通知又は公表				個人情報を取得する場合、あらかじめその利用目的を公表しているか。		★			-	-	9
10	3-3-3	個人情報の取得	利用目的の通知又は公表			前項で公表していない場合	個人情報を取得後速やかにその利用目的を、本人に通知するか、又は公表したか。		★			-	-	10
11	3-3-4	個人情報の取得	直接書面等による取得			直接本人から個人情報を取得している場合	直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しているか。ただし、(1)~(4)を除く。		★			-	-	11
12	3-3-4	個人情報の取得	直接書面等による取得			人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に個人情報の取得実績があった場合	人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に個人情報の直接取得が必要であった場合、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表したか。		★			-	-	12
13	3-4-1	個人データの管理	データ内容の正確性の確保等				個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手続を整備しているか。	★	★			-	-	13
14	3-4-1	個人データの管理	データ内容の正確性の確保等				個人情報データベース等に含まれる個人データの誤り等を発見した場合の訂正等の手続を整備しているか。	★	★			-	-	14
15	3-4-1	個人データの管理	データ内容の正確性の確保等				個人情報データベース等に含まれる個人データの記録事項の更新、保存期間の設定等がなされているか。	★	★			-	-	15
16	3-4-1	個人データの管理	データ内容の正確性の確保等			消去対象の個人データがある場合	個人情報データベースに含まれる個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去しているか。	★	★			-	-	16
17	3-4-2	個人データの管理	安全管理措置				取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じているか？	★	★			-	-	17
18	3-4-3	個人データの管理	従業員の監督				個人データを取り扱わせるに当たって、安全管理措置を遵守させるよう、当該従業員に対し必要かつ適切な監督をしているか。	★	★			-	-	18

19	3-4-3	個人データの管理	従業員の監督			個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じているか。	★	-	-	-			
20	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	適切な委託先の選定	個人データの委託先がある場合	委託先において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行っているか。	★			-	-		
21	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	適切な委託先の選定	個人データの委託先がある場合	委託先の安全管理措置が、「講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しているか。	★			-	-		19
22	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	委託契約の締結	個人データの委託先がある場合	委託契約に、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容が盛り込まれているか。	★						20
23	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	委託契約の締結	個人データの委託先がある場合	委託契約に、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することが盛り込まれているか。	★						21
24	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	委託先における個人データ取扱状況の把握	個人データの委託先がある場合	委託先において、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を確認するため、定期的に監査を行う等により調査しているか。	★	-	-				22
25	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	委託先における個人データ取扱状況の把握	個人データの委託先がある場合	前項の調査等の上で、委託の内容等の見直しを検討する等、適切に評価しているか。	★	-	-				23
26	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	委託先における個人データ取扱状況の把握	個人データの再委託がある場合	委託先が再委託（再々委託含む）を行おうとする場合は、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行っているか。	★	-	-				24
27	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	委託先における個人データ取扱状況の把握	個人データの再委託がある場合	再委託（再々委託含む）先に対し、委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して必要な安全管理措置を講ずることを十分に確認しているか。	★	-	-				25
28	3-5-2	個人データの漏えい等の報告等	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置		漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合	漏えい等事案が発覚した場合は、その内容に応じて次の(1)～(5)について必要な措置を講じたか。 (1)事業者内部における報告及び被害の拡大防止 (2)事実関係の調査及び原因の究明 (3)影響範囲の特定 (4)再発防止策の検討及び実施 (5)個人情報保護委員会への報告及び本人への通知	★			-	-		
29	3-5-2	個人データの漏えい等の報告等	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置		漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合	漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表しているか。	★	-	-				

30	3-5-3-1	個人データの漏えい等の報告等	個人情報保護委員会への報告	報告対象となる事態	報告対象事態を知った場合	次の(1)~(4)までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会に報告したか。ただし、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合は除く。 (1)要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (2)不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (3)不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (4)個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生しおそれがある事態	★			-	-	
31	3-5-3-3	個人データの漏えい等の報告等	個人情報保護委員会への報告	速報	報告対象事態を知った場合	個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により、次の事項を速やか(報告対象事態を知った日から3~5日以内)に速報として報告したか。 (1)「概要」 (2)「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」 (3)「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数」 (4)「原因」 (5)「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」 (6)「本人への対応の実施状況」 (7)「公表の実施状況」 (8)「再発防止のための措置」 (9)「その他参考となる事項」	★			-	-	
32	3-5-3-4	個人データの漏えい等の報告等	個人情報保護委員会への報告	確報	報告対象事態を知った場合	速報(前項)に加え、30日以内または(不正の目的をもって行われた行為による漏えい等は)60日以内に個人情報保護委員会に確報として前項(1)~(9)を報告したか。	★			-	-	
33	3-5-3-5	個人データの漏えい等の報告等	個人情報保護委員会への報告	委託元への通知による例外	委託先で漏えい等事案が発覚した場合	委託先で31項の(1)~(9)のうち、その時点で把握しているものを、当該事態が発生を知った時点から速やかに通知を受けた場合は、委託元として個人情報保護委員会に速やかに報告したか。	★			-	-	
34	3-5-4-1	個人データの漏えい等の報告等	本人への通知	通知対象となる事態及び通知義務の主体	報告対象事態を知った場合	本人への通知を行ったか。ただし、当社が委託先で委託元に31項(1)~(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは除く。 また、本人への通知が困難な場合も除く。	★			-	-	
35	3-5-4-2	個人データの漏えい等の報告等	本人への通知	通知の時間的制限	報告対象事態を知った場合	本人への通知は速やかに行ったか。	★			-	-	
36	3-5-4-3	個人データの漏えい等の報告等	本人への通知	通知の内容	報告対象事態を知った場合	本人への通知は、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」「原因」「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」及び「その他参考となる事項」に限定したか。	★			-	-	
37	3-5-4-4	個人データの漏えい等の報告等	本人への通知	通知の方法	報告対象事態を知った場合	本人への通知は、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法で行ったか。	★			-	-	
38	3-5-4-5	個人データの漏えい等の報告等	本人への通知	通知の例外	報告対象事態を知った場合で本人への通知が困難である場合	本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることによる対応を行ったか。	★			-	-	

39	3-6-1	個人データの第三者への提供	第三者提供の制限の原則		個人データの第三者提供がある場合	個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ているか。 ただし、(1)～(7)、法第23条5項「委託」「事業の承継」「共同利用」は除く。 <b>適合の場合はオプションガイドラインの自己評価表も実施する。</b>	★			-	-	26
40	3-6-1	個人データの第三者への提供	第三者提供の制限の原則		個人データの第三者提供がある場合	あらかじめ、利用目的に第三者に提供することを特定しているか。	★			-	-	27
41	3-6-2-1	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する原則	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合	次の(1)～(9)をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているか。 <b>(1)個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人等の代表者の氏名。</b> (2)第三者への提供を利用目的とすること (3)第三者に提供される個人データの項目 <b>(4)第三者に提供される個人データの取得の方法</b> (5)第三者への提供の方法 (6)本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること (7)本人の求めを受け付ける方法 (8)第三者に提供される個人データの更新の方法 <b>(9)当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日</b>	★			-	-	28~32
42	3-6-2-1	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する原則	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合	前項の(1)～(9)をあらかじめ個人情報保護委員会に届け出たか。	★			-	-	28
43	3-6-2-1	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する原則	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合	前々項の(1)～(9)を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表しているか。	★	-	-			29
44	3-6-2-1	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する原則	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合	次の(1)～(3)をオプトアウトによる第三者提供を禁止しているか。 (1)要配慮個人情報 (2)オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供すること (3)不正取得された個人データ	★	★		-	-	30~33
45	3-6-2-2	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合	次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているか。 (1)届出事項（第三者に提供される個人データの項目等）の変更があった場合 (2)届出事項（氏名又は名称、住所、法人等の代表者の氏名）の変更があった場合 (3)個人データの提供をやめた場合	★			-	-	30~33
46	3-6-2-2	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合で、 <b>45項</b> が該当する場合	前項の(1)～(3)をあらかじめ個人情報保護委員会に届け出たか。	★			-	-	30~33
47	3-6-2-2	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合で、 <b>46項</b> が該当する場合	前々項の(1)～(3)を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表しているか。	★			-	-	30~33

48	3-6-3	個人データの第三者への提供	第三者に該当しない場合		個人データを共同利用している場合	特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供するにあたり、(1)~(5)をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているか。 (1)共同利用をする旨 (2)共同して利用される個人データの項目 (3)共同して利用する者の範囲 (4)利用する者の利用目的 (5)当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	★			-	-	34~38
49	3-6-3	個人データの第三者への提供	第三者に該当しない場合		個人データを共同利用している場合	前項の利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載しているか。	★	-	-			
50	3-6-3	個人データの第三者への提供	第三者に該当しない場合		個人データを共同利用している場合	事業者が共同利用を実施する場合には、次の(1)~(6)の事項について、あらかじめ取り決めているか。 (1)共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み） (2)各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先 (3)共同利用する個人データの取扱いに関する事項 ・個人データの漏えい等防止に関する事項 ・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止 ・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項 (4)共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置 (5)共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項 (6)共同利用を終了する際の手続	★	-	-			39~46
51	3-6-3	個人データの第三者への提供	第三者に該当しない場合	共同利用に係る事項の変更	個人データを共同利用している場合で「個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称もしくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があった場合	遅滞なく、当該変更後の内容について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているか。	★			-	-	49
52	3-6-3	個人データの第三者への提供	第三者に該当しない場合	共同利用に係る事項の変更	個人データを共同利用している場合で「共同利用する者の利用目的」又は「当該責任を有する者」の変更があった場合	変更する前に、変更しようとする内容について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているか。	★			-	-	48
53	3-6-3	個人データの第三者への提供	第三者に該当しない場合	共同利用に係る事項の変更	個人データを共同利用している場合で「共同利用する者の利用目的」を変更した場合	社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更したか。	★			-	-	47
54	3-7-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	法第31条の適用の有無について		個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定される場合	あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意が得られていること等を確認したか。ただし、(1)~(4)を除く。	★			-	-	
55	3-7-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意を取得する主体—提供先の第三者による同意取得の場合	個人関連情報の提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供先である当社で同意取得の場合	本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得したか。	★			-	-	
56	3-7-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意を取得する主体—提供先の第三者による同意取得の場合	個人関連情報の提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供先である当社で同意取得の場合	個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的について、本人への通知又は公表を行ったか。	★			-	-	
57	3-7-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意を取得する主体—提供先の第三者による同意取得の場合	個人関連情報の提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供先である当社で同意取得の場合	前項と同時に当該利用目的についても本人に示したか。	★	-	-			

58	3-7-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意を取得する主体—提供元による同意取得の代行の場合	個人関連情報の提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元である当社で同意取得の場合	個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また、対象となる個人関連情報を特定できるように示したか。	★			-	-	
59	3-7-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意を取得する主体—提供元による同意取得の代行の場合	個人関連情報の提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元である当社で同意取得の場合	提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的について、本人への通知又は公表を行ったか。	★			-	-	
60	3-7-2-3	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意取得の方法	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合	同意取得に際しては、本人に必要な情報を分かりやすく示しているか。	★			-	-	
61	3-7-2-3	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意取得の方法	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合	ウェブサイト上で同意を取得する場合は、ウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等により同意を取得したか。	★			-	-	
62	3-7-3-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合	当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法によって本人同意が得られていることを確認したか。	★			-	-	
63	3-7-3-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供先の第三者から申告を受ける場合	提供先の第三者において、複数の本人から同一の方式で同意を取得している場合、提供元はそれぞれの本人から同意が取得されていることを確認しているか。	★			-	-	
64	3-7-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、その提供先が外国にある第三者である場合	個人関連情報の提供先が外国にある第三者である場合は、本人の同意が得られていることを確認したか。	★			-	-	
65	3-7-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、その提供先が外国にある第三者である場合	64項で本人の同意を得ようとする時点において次の(1)~(3)が当該本人に提供されていることを確認したか。ただし、66~67項の場合は除く。 (1)当該外国の名称 (2)適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報 (3)当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報	★			-	-	
66	3-7-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、その提供先が外国にある第三者である場合	当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国（EU及び英国）にあるかを確認したか。ただし、65、67項の場合は除く。	★			-	-	
67	3-7-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、その提供先が外国にある第三者である場合	当該第三者が個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備しているかを確認したか。ただし、65、66項の場合は除く。	★			-	-	
68	3-7-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、その提供先が外国にある第三者である場合で、67項が該当する場合	当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認しているか。	★			-	-	

69	3-7-3-2	個人情報情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人情報情報の提供先の第三者が個人情報情報を個人データとして取得することが想定される場合で、その提供先が外国にある第三者である場合で、67項が該当する場合	当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人情報情報の当該第三者への提供を停止したか。	★			-	-	
70	3-7-3-2	個人情報情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人情報情報の提供先の第三者が個人情報情報を個人データとして取得することが想定される場合で、65~67項のいずれかに該当している場合	書面の提示を受ける方法その他の適切な方法によって必要な情報の提供が行われていることを確認したか。	★			-	-	
71	3-7-3-3	個人情報情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	既に確認を行った第三者に対する確認の方法	個人情報情報の提供先の第三者が個人情報情報を個人データとして取得することが想定される場合で、複数回にわたって同一「本人」の個人情報情報を提供する際に当該事項の確認を省略した場合	既に作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であることを確認したか。	★			-	-	
72	3-7-4	個人情報情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務		個人情報情報の提供先の第三者が個人情報情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元において確認を行った場合	当該本人の同意の確認を行った場合は、その記録を作成したか。ただし、「第三者」が(1)から(4)の場合は除く。	★			-	-	
73	3-7-4-1	個人情報情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	記録を作成する媒体	個人情報情報の提供先の第三者が個人情報情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元において確認を行った場合	72項の記録は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しているか。	★			-	-	
74	3-7-4-2-1	個人情報情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	記録を作成する方法－原則	個人情報情報の提供先の第三者が個人情報情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元において確認を行った場合	72項の記録は、個人情報情報の提供の都度、速やかに、記録を作成したか。	★			-	-	
75	3-7-4-2-2	個人情報情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	記録を作成する方法－一括して記録を作成する方法	個人情報情報の提供先の第三者が個人情報情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元において一括して記録を作成した場合	当該第三者に対し個人情報情報を継続的に若しくは反復して提供していることを確認したか、又は当該第三者に対し個人情報情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であることを確認したか。	★			-	-	
76	3-7-4-2-2	個人情報情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	記録を作成する方法－一括して記録を作成する方法	個人情報情報の提供先の第三者が個人情報情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元において一括して記録を作成した場合	75項の記録には、対象期間、対象範囲等を明確にしているか。	★	-	-			
77	3-7-4-2-3	個人情報情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	記録を作成する方法－契約書等の代替手段による方法	個人情報情報の提供先の第三者が個人情報情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元において、契約書その他の書面をもって記録とする場合	本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、当該本人に係る個人情報情報を第三者に提供する場合は、当該契約書その他の書面に次の(1)~(3)が含まれていることを確認したか。 (1)本人に対する物品又は役務の提供 (2)当該提供に関して作成された（契約書その他の書面） (3)契約書その他の書面	★			-	-	
78	3-7-4-2-4	個人情報情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	記録を作成する方法－代行により記録を作成する方法	個人情報情報の提供先の第三者が個人情報情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供先の第三者が、提供元の個人情報情報取扱事業者の記録義務の全部又は一部を代替している場合	提供元の個人情報情報取扱事業者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しているか。	★			-	-	





91	3-7-6-3-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における記録義務	提供先の第三者における記録事項一同	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合	記録に次の(1)～(4)が含まれているか。 (1)本人の同意が得られている旨及び外国にある事業者であっては、情報の提供が行われている旨 (2)提供元の個人関連情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (3)当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 (4)当該個人関連情報の項目	★				-	-	
92	3-7-6-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における記録義務	提供先の第三者における記録事項－記録事項の省略	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場で、複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において当該事項の確認を省略する場合	作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一である事を確認したか。	★				-	-	
93	3-7-6-4	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における記録義務	保存期間	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場で、作成した記録がある場合	作成した記録を次の期間、保存しているか。 保存期間は記録の作成方法によって異なる。 「契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る提供を受けて個人データとして取得した日から起算して1年を経過する日までの間 「一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る提供を受けて個人データとして取得した日から起算して3年を経過する日までの間 上述以外の場合：3年	★				-	-	
94	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	保有個人データについて、個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。	★				-	-	
95	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	全ての保有個人データの利用目的を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。ただし、(1)～(3)を除く。	★				-	-	50
96	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額（定めた場合に限る。）を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。	★				-	-	51
97	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	保有個人データの安全管理のために講じた措置を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。 ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。	★				-	-	
98	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	保有個人データの安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容となっているか。	★				-	-	
99	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。	★				-	-	52

100	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	保有個人データについて、認定個人情報保護団体の名称及び苦情解決の申出先を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。	★			-	-	53
101	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データの利用目的の通知	本人から利用目的の通知請求があった場合	本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知しているか。ただし(1)～(4)は除く。	★			-	-	54
102	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データの利用目的の通知	本人から利用目的の通知請求があった場合	前項において、利用目的を通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しているか。	★			-	-	55
103	3-8-2	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの開示		本人から保有個人データの開示請求を受けた場合	本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法のうち本人が請求した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示したか。（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）ただし、105項(1)～(3)の場合は除く。	★			-	-	56
104	3-8-2	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの開示		本人から保有個人データの開示請求を受けた場合で、電磁的記録の提供による方法で開示した場合	電磁的記録の提供による方法では、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応したか。	★	-	-			
105	3-8-2	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの開示		本人から保有個人データの開示請求を受けた場合	開示することにより次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知したか。 (1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (2)個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 (3)他の法令に違反することとなる場合	★			-	-	57
106	3-8-2	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの開示		本人から保有個人データの開示請求を受けた場合	本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行ったか。	★			-	-	
107	3-8-3-2	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	第三者提供記録の開示	第三者提供記録の開示の方法	本人から当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示の請求を受けた場合	本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該第三者提供記録を開示したか。（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）ただし、(1)～(4)を除く。	★			-	-	66
108	3-8-3-3	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	第三者提供記録の開示	第三者提供記録の不開示事由等	本人から当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示の請求を受けた場合	第三者提供記録を開示することにより次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る第三者提供記録が存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知したか。	★			-	-	59

109	3-8-3-3	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	第三者提供記録の開示	第三者提供記録の不開示事由等	本人から当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示の請求を受けた場合	本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行ったか。	★			-	-	59
110	3-8-4	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの訂正等		本人から利用停止等の請求を受けた場合	本人から、保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除の請求を受けた場合で、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき内容の訂正、追加又は削除を行ったか。	★			-	-	59
111	3-8-4	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの訂正等		本人から利用停止等の請求を受けた場合	保有個人データの内容の全部若しくは一部について内容の訂正、追加又は削除を行ったとき、又は行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知したか。	★			-	-	59
112	3-8-5-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	利用停止等の要件	本人から利用停止等の請求を受けた場合—法違反の場合の利用停止等	本人から、本人の同意なく目的外利用がされている若しくは不適正な利用が行われている、又は偽りその他不正の手段により個人情報取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報取得されたものであるという理由によって、利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、保有個人データの利用の停止若しくは消去（以下「利用停止等」という。）を行ったか。 ただし、困難な場合を除く。	★			-	-	61
113	3-8-5-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	利用停止等の要件	本人から利用停止等の請求を受けた場合—法違反の場合の第三者提供の停止	本人から、本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合で、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、第三者提供の停止を行ったか。 ただし、困難な場合を除く。	★			-	-	63
114	3-8-5-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	利用停止等の要件	本人から利用停止等の請求を受けた場合—利用する必要がなくなった場合	本人から、利用する必要がなくなったという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行ったか。 ただし、困難な場合を除く。	★			-	-	65
115	3-8-5-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	利用停止等の要件	本人から利用停止等の請求を受けた場合—当該本人が識別される保有個人データに係る漏えい等事案が生じた場合	個人情報保護委員会へ報告義務のある漏えい等事案が生じたという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行ったか。ただし、困難な場合を除く。	★			-	-	
116	3-8-5-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	利用停止等の要件	本人から利用停止等の請求を受けた場合—当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合	本人から、当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって請求を受けた場合で、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行ったか。 ただし、困難な場合を除く。	★			-	-	
117	3-8-5-2	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度	本人から利用停止等の請求を受けた場合—114～116項が該当する場合	本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止等又は第三者提供の停止を行ったか。 ただし、困難な場合を除く。	★			-	-	65

118	3-8-5-3	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置	本人から利用停止等の請求を受けた場合—利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難である場合	112～116項に該当する場合であっても、利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講じたか。	★							
119	3-8-5-3	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置	本人から利用停止等の請求を受けた場合	利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は、第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供を停止しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知したか。	★							62,64
120	3-8-5-3	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置	本人から利用停止等の請求を受けた場合	事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、自主的に利用停止等又は第三者提供の停止に応じる等、本人からの求めにより一層対応したか。	★	-	-					65
121	3-8-6	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	理由の説明		保有個人データについて本人から求めがあった場合	措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明したか。	★	-	-					66
122	3-8-7	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	開示等の請求等に応じる手続		開示等の請求等を受け付ける方法を定めている場合	次の(1)～(4)を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。 (1)開示等の請求等の申出先 (2)開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式、その他の開示等の請求等の受付方法 (3)開示等の請求等をする者が本人又はその代理人（①未成年者又は成年被後見人の法定代理人、②開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人）であることの確認の方法 (4)保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法	★							
123	3-8-7	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	開示等の請求等に応じる手続		開示等の請求等を受け付ける方法を定めている場合	当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しているか。	★							
124	3-8-7	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	開示等の請求等に応じる手続		開示等の請求等を受け付ける方法を定めている場合	開示等の請求等を行おうとする本人がその手続を把握できるようにしておくことが重要であり、例えば、ホームページへホームページへの掲載による場合、本人が簡単な操作によって該当箇所へ到達でき、円滑に請求等を行えるようにしているか。	★	-	-					
125	3-8-7	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	開示等の請求等に応じる手続		開示等の請求等を受け付ける方法を定めている場合	「本人の求めに応じて遅滞なく回答する」ことによって対応する場合には、その前提として、少なくとも本人が簡単な操作によって求めを行うことができるようにしているか。	★	-	-					
126	3-8-7	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	開示等の請求等に応じる手続		開示等の請求等を受け付ける方法を定めている場合	円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求める際は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、本人の利便性を考慮しているか。	★							

127	3-8-8	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	手数料		開示等の請求手数料を定めている場合	当該措置の実施に関し、手数料の額を定めている場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。	★						
128	3-8-8	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	手数料		開示等の請求手数料を定めている場合	手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めているか。	★						
129	3-9	個人情報の取扱いに関する苦情処理			個人情報の取扱いに関する苦情の申し出があった場合	個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行ったか。	★	-	-				72,73
130	3-9	個人情報の取扱いに関する苦情処理				苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備されているか。	★	-	-				72,73
131	10-1	講ずべき安全管理措置	基本方針の策定			個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、事業者の名称、関係法令・ガイドライン等の遵守、安全管理措置に関する事項、質問及び苦情処理の窓口等を定めた基本方針を策定しているか。	★	-	-				74
132	10-2	講ずべき安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律の整備			取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために、個人データの具体的な取扱いに係る規律を整備	★	★					
133	10-2	講ずべき安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律の整備			取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める個人データの取扱規程を策定、又は規律を整備しているか。	★	★					75
134	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備		安全管理措置を講ずるための組織体制を整備しているか。	★	★					自動判定 76
135	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備		個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任を明確にしているか。	★	★	-	-			77
136	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備		個人データを取り扱う従業者及びその役割を明確にしているか。	★	★	-	-			78
137	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備		前項の従業者が取り扱う個人データの範囲を明確にしているか。		★	-	-			79
138	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備		法や自社において整備している個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制は整備されているか。	★	★	-	-			80
139	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備		個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制は整備されているか。	★	★	-	-			81
140	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備	個人データを複数の部署で取り扱う場合	各部署の役割分担及び責任を明確化しているか。		★	-	-			82
141	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律に従った運用		あらかじめ整備された個人データの取扱いに係る規律に従ったを運用し、その状況を確認するため、利用状況等を記録しているか。	★	★					自動判定 83
142	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律に従った運用		「個人情報データベース等の利用・出力状況」に関して、システムログその他の個人データの取扱いに係る記録の整備又は業務日誌の作成等を行っているか。	★						84
143	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律に従った運用		「個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況」に関して、システムログその他の個人データの取扱いに係る記録の整備又は業務日誌の作成等を行っているか。	★						85

144	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律に従った運用		「個人情報データベース等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）」に関して、システムログその他の個人データの取扱いに係る記録の整備又は業務日誌の作成等を行っているか。	★	-	-	-	86
145	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律に従った運用	個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合	担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）」に関して、システムログその他の個人データの取扱いに係る記録の整備又は業務日誌の作成等を行っているか。	★	-	-	-	87
146	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱状況を 確認する手段の整備		個人データの取扱状況を確認する手段を整備しているか。	★	★	-	-	自動判定 88
147	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱状況を 確認する手段の整備		取り扱う「個人情報データベース等の種類、名称」についてあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握しているか	★	-	-	-	89
148	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱状況を 確認する手段の整備		取り扱う「個人データの項目」についてあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握しているか。	★	-	-	-	90
149	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱状況を 確認する手段の整備		個人データを取り扱う「責任者・取扱部署」についてあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握しているか。	★	-	-	-	91
150	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱状況を 確認する手段の整備		取り扱う個人データの「利用目的」についてあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握しているか。	★	-	-	-	92
151	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱状況を 確認する手段の整備		個人データを取り扱う「アクセス権を有する者」についてあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握しているか。	★	-	-	-	93
152	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	漏えい等の事案に対応する 体制の整備		漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しているか。	★	★	-	-	自動判定 94
153	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	漏えい等の事案に対応する 体制の整備		漏えい等の事案の発生時に「事実関係の調査及び原因の究明」を行うための体制が整備されているか。	★	★	-	-	95
154	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	漏えい等の事案に対応する 体制の整備		漏えい等の事案の発生時に「影響を受ける可能性のある本人への通知」を行うための体制が整備されているか。	★	★	-	-	96
155	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	漏えい等の事案に対応する 体制の整備		漏えい等の事案の発生時に「個人情報保護委員会等への報告」を行うための体制が整備されているか。	★	★	-	-	97
156	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	漏えい等の事案に対応する 体制の整備		漏えい等の事案の発生時に「再発防止策の検討及び決定」を行うための体制が整備されているか。	★	★	-	-	98
157	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	漏えい等の事案に対応する 体制の整備		漏えい等の事案の発生時に「事実関係及び再発防止策等の公表」を行うための体制が整備されているか。	★	★	-	-	99
158	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	取扱状況の把握及び安全 管理措置の見直し		個人データの取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組んでいるか。	★	★	-	-	自動判定 100
159	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	取扱状況の把握及び安全 管理措置の見直し		個人データの取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施しているか。	★	-	-	-	101
160	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	取扱状況の把握及び安全 管理措置の見直し	外部（JAPHICを除く）の主体による監査活動を受けている場合	外部の主体による監査活動と合わせて、監査を実施しているか。	★	-	-	-	102
161	10-4	講ずべき安全管理措置	人的安全管理措置	従業員の教育		個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行っているか。	★	★	-	-	自動判定 103
162	10-4	講ずべき安全管理措置	人的安全管理措置	従業員の教育		個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修等を行っているか。	★	-	-	-	104
163	10-4	講ずべき安全管理措置	人的安全管理措置	従業員の教育		個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込んでいるか。	★	-	-	-	105

164	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データを取り扱う区域の管理		個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域及びその他の個人データを取り扱う事務を実施する区域について、それぞれ適切な管理しているか。	★	★	-	-	-	自動判定 106
165	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データを取り扱う区域の管理	個人データの管理区域がある場合	個人データを取り扱う区域に持ち込む機器等を制限しているか。	★	-	-	-	-	108
166	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データを取り扱う区域の管理	個人データの管理区域がある場合	ICカード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等により、入退室管理を実施しているか。	★	-	-	-	-	107
167	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データを取り扱う区域の管理	個人データの取扱区域がある場合	壁又は間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等により、権限を有しない者による個人データの閲覧等の防止を実施しているか。	★	-	-	-	-	109
168	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	機器及び電子媒体等の盗難等の防止		個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、適切な管理を行っているか。	★	★	-	-	-	自動判定 110
169	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	機器及び電子媒体等の盗難等の防止		個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管しているか	★	-	-	-	-	111
170	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	機器及び電子媒体等の盗難等の防止	個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合	当該機器をセキュリティワイヤー等により固定しているか。	★	-	-	-	-	112
171	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止		個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、安全な方策を講じているか。	★	★	-	-	-	自動判定 113
172	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	個人データが記録された電子媒体を持ち運ぶ場合	持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等を行った上で電子媒体に保存しているか。	★	-	-	-	-	114
173	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	個人データが記録された書類等を持ち運ぶ場合	持ち運ぶ個人データに、封緘、目隠しシールの貼付け等を行っているか。	★	-	-	-	-	115
174	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	個人データが記録された書類等を持ち運ぶ場合	施錠できる搬送容器を利用しているか。	★	-	-	-	-	116
175	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄		個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する時は、復元不可能な手段で行ったか。	★	★	-	-	-	自動判定 117
176	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄	個人データが記載された書類等を廃棄した場合	焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段を採用したか。	★	-	-	-	-	118
177	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄	情報システム（パソコン等の機器を含む。）において、個人データを削除する場合	容易に復元できない手段を採用したか。	★	-	-	-	-	119
178	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄	個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合	専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用したか。	★	-	-	-	-	120
179	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	アクセス制御	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行っているか。	★	★	-	-	-	自動判定 121
180	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	アクセス制御	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	個人情報データベース等を取り扱うことのできる情報システムを限定しているか。	★	-	-	-	-	122
181	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	アクセス制御	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	情報システムによってアクセスすることのできる個人情報データベース等を限定しているか。	★	-	-	-	-	123
182	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	アクセス制御	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	ユーザーIDに付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる従業者を限定しているか。	★	-	-	-	-	124
183	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	アクセス者の識別と認証	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証しているか。	★	★	-	-	-	自動判定 125
184	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	アクセス者の識別と認証	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等を利用し、情報システムを使用する従業者の識別・認証を行っているか。	★	-	-	-	-	126

185	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	外部からの不正アクセス等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しているか。	★	★		-	-	-	自動判定 127
186	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	外部からの不正アクセス等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断しているか。		★	-	-			128
187	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	外部からの不正アクセス等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認しているか。		★	-	-		-	129
188	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	外部からの不正アクセス等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態としているか。		★	-	-		-	130
189	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	外部からの不正アクセス等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	ログ等の定期的な分析により、不正アクセス等を検知しているか。		★	-	-		-	131
190	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用しているか。	★	★		-	-	-	自動判定 132
191	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直しているか。（情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講ずることも含む。）		★	-	-		-	133
192	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	個人データを含む通信の経路又は内容を暗号化しているか。		★	-	-		-	134
193	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	移送する個人データについて、パスワード等による保護を行っているか。		★	-	-			135
194	10-7	講ずべき安全管理措置	外的環境の把握		外国において個人データを取り扱う場合	当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じているか。		★			-	-	